



令和5年4月17日
自動車局保障制度参事官室

「被害者保護増進等計画」の作成について

国土交通省では、改正自賠法に基づき、被害者保護増進等事業（被害者支援事業及び事故防止対策事業）の安定的かつ効果的な実施を図るため、今般、「被害者保護増進等計画」を作成・公表いたしましたので、お知らせいたします。

令和4年6月に成立した改正自賠法により、本年4月から、恒久的な事業として実施されることとなった自賠制度による事故被害者の支援・事故発生防止対策を行う「被害者保護増進等事業」について効率的に実施するため、同事業の実施に関する事項について、自動車ユーザー団体、事故被害者等団体、学識者の関係者の意見を伺いつつ、「被害者保護増進等計画」を作成・公表いたしました。

1. 被害者保護増進等計画の概要

第1部 総則（計画の目指す社会、期間、評価と見直し）

第2部 自動車事故の動向と自動車事故被害者等を取り巻く課題等

第3部 計画の目標と目標達成のために実施すべき基本的な施策

2. 被害者保護増進等計画の内容（令和5年4月14日 作成・公表）

●被害者保護増進等計画（別添参照）

【連絡先】自動車局保障制度参事官室
笠井、永井(内線 41417)
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8580